

報告 **イラク侵略戦争とは何であったのか**
中尾 元重(岡山県平和委員会)

1. イラク攻撃は湾岸以後の課題 — 9・11は絶好の契機に過ぎなかった

(1) クリントン時代に、反体制派の秘密工作による政権打倒を試みたが、いずれも失敗

(2) イラクの領空を侵犯し空爆を継続

91年4月、クルド人保護を理由に北緯36度以北を飛行禁止空域に。

92年8月、シーア派保護を理由に北緯32度以南も飛行禁止空域に。

以後、米英空軍がこの空域のパトロールを展開。日常的に軍事、民間施設を爆撃してきた。三沢の米軍機も参加した。

両飛行禁止区域への出勤回数は02年9月まで25万回を超えた。

湾岸戦争後、バグダッドへの空爆は92年、93年、96年、98年と繰り返され、02年9月にはバスラ空港が空爆され、市民が負傷した。

「99年1月から00年4月までに175人の市民が死亡し、500人が負傷した。」(全米科学者連盟)

(3) イラク解放法の制定。

98年10月に可決。下院360対38、上院はほぼ全会一致。

国内外の反フセイン勢力に、9,900万ドル(119億円)の武器供与を行う。

特定の集団に軍事訓練の予算も。

アラビア語放送「ラジオ・フリー・イラク」開始。

(4) 新シンクタンク設立

「新しいアメリカの世紀のためのプロジェクト」(Project for New American Century P N A C - 97・3)

ウォルフォウィッツ・ラムズフェルト・チェイニー・ボルトン・アーミテージ・ジェフ(フロリダ州知事・ブッシュ弟)等25人。

98年1月にフセイン打倒案を提示。

00年9月、報告書「米国防の再建」。

「サダム・フセインの体制(の転覆)が決着を見ない限り、我が軍の臨戦体制を解いてはならない。」

(5) ねらいは中東における覇権と石油

イラクの石油埋蔵量 1,120億バレル(世界全体の11%で、第2位)。

「米国の手助けによって解放されたイラクは、今一度偉大な国家となることが可能だ。イラクには豊富な資源と人材がある。」 チェイニー米副大統領

「(アメリカは)イラクを占領し、新たな政府を選ぶことによるのみ、

(石油不足の)問題を解決することができる。」 マイケル・クレア
「石油は、(ブッシュ政権が)イラク体制の交代を欲する理由の一つである。」 ロサンゼルス・タイムズ 02・8・25

2. 国際法違反の侵略戦争 イラク攻撃の恥ずべき「大義」

(1) テロとの戦い

アルカイダ、ビンラディンとの結びつき 証拠提示できず。

(2) 大量破壊兵器の保有と使用の危険

500トンの化学兵器、3万発以上の化学兵器弾頭、炭素菌等の病原体。
根拠のない情報操作。

(3) フセイン政権の打倒とイラクの民主化 イスラム中東世界の現代世界への変革

03年1月28日年頭教書でフセインの非人道性強調、19世紀的な内政干渉。

イラクの査察の経過

90年8月2日からのクウェート侵略が原因となった湾岸戦争(91年1月17日~2月28日)の停戦条件を定めた、国連安保理決議687(91年4月3日)に基づいている。

国連安保理決議687

隣国に2回も戦争を仕掛け、化学兵器などを使用したため、生物・化学兵器・核兵器・射程150*以上の弾道ミサイルの廃棄、撤去、禁止を求め、イラクはこれを受け入れた。

この決議に基づき、大量破壊兵器の廃棄を監視する国連大量破壊兵器廃棄特別委員会(UNSCOM)が設立された。

核兵器の査察については国際原子力機関(IAEA)が行うことになった。

91年から96年まで

90~95%の大量破壊兵器を検証可能な状態で破壊した。

しかし、査察はイラク側の妨害や非協力、アメリカの査察を利用したスパイ行為などの干渉が続き、難航した。

98年10月 大統領官邸の査察などを理由にイラクが査察を全面拒否。UNSCOMが引き揚げ。

12月 米英がイラクを空爆。査察体制崩壊。

99年末 安保理がUNSCOMを引き継ぐ国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)を設置。

02年9月 イラクが大量破壊兵器の無条件査察受け入れを表明。

10月 UNMOVICとIAEAが査察再開で合意。

ブッシュ政権は直ちに、査察再開には新たな安保理決議が必要と表明。

11月8日 国連安保理は、米英の武力行使強硬策を退け、決議1441を採択。

「イラクは1週間以内に査察を受け入れよ。」

「30日以内にすべての大量破壊兵器情報を開示、提出せよ」

11月13日 イラクが決議1441を無条件に受け入れ。

「決議1441は武力行使におけるすべての自動性を排除した。」(仏口中共同声明)

11月27日 4年ぶりに査察再開。

対象兵器 生物・化学兵器・核兵器・射程1500km以上の弾道ミサイル。
施設・場所 日本の1.2倍の面積に散在する700から1000箇所。
査察団 44カ国から直接採用した専門家119人を含め約250人体制。

生物・化学兵器 国連監視検証査察委員会 (UNMOVIC) 110人。

核兵器 国際原子力機関 (IAEA) 9人。

- 12月7日 イラクが7日に大量破壊兵器申告書(12,000頁)提出。
12月19日 米国、イラクの申告書は重大な決議違反と非難。
03年1月9日 査察団、中間報告、「大量破壊兵器開発・存在の決定的証拠はない」。
1月27日 査察団、最終報告
1月28日 ブッシュ米大統領、一般教書演説で「イラクは欺いている」と述べ、武力行使を辞さない姿勢を示す。
2月5日 米、安保理で「機密情報」を開示。イラクは決議違反と。
2月10日 仏独口、査察強化と継続を求める共同宣言。
2月14日 UNMOVIC と IAEA が国連安保理に追加報告。査察継続の必要性を強調。
UNMOVIC : 300カ所以上で400回以上の査察をした。
どんな大量破壊兵器も見つけていない。
IAEA : 125カ所で177回の査察をした。
禁止された核・核関連活動を見つけていない。
安保理で米英西以外が「査察に時間を与えよ」と。
2月24日 米、英、西が武力行使容認決議案提出、多数派工作激化。
3月7日 再追加報告書提出、全作業終了になお数カ月必要と。
3月17日 ブッシュ大統領が最後通告
「48時間以内にフセインとその二人の息子たちが国外に出なければ、軍事攻撃を開始する。」
アナン国連事務総長声明「決議なく軍事行動を行うことは国連憲章違反だ」
査察団がイラクから退去。
再査察は111日間にわたって続き、生物・化学・ミサイル・核の専門チームの査察はイラク全土429カ所で、968回にも及ぶ。

イラク侵攻後の査察

イラク戦争開始後米軍主導の第75調査部隊がイラク国内に入る。

5月ごろまでワシントンから指示された場所を調べたが、結局何も見つけれないまま任務を終えている。

イラク調査団 (ISG : 団長=ダビッド・ケイ CIA特別顧問) が派遣された。

ケイ氏は1400人の専門家を指揮し、数ヶ月で3億ドルも使った大掛かりな捜索を実施した。にもかかわらず大量破壊兵器は見られず、かえって「なかった」ことを駄目押しで確認することになった。

ダビッド・ケイ氏の証言 戦争の「大義」崩れる

04年1月20日 ブッシュ米大統領一般教書演説

「米国はいつも正しいと判断することを行う」、「行動しなければ、大量破壊

兵器の計画はいまも続いていた」と述べ、イラク戦争の正当性を強調した。
ブッシュ大統領は、アメリカのイラク調査団が2003年10月に米議会に出した中間報告をあげ、
「ケイ報告は多くの大量破壊兵器と隠されていた重要施設の存在を立証した」と胸を張り、大向こうの喝采を浴びた。

僅か70時間後の1月23日 ダビッド・ケイ氏が重大証言。

「開戦時からイラクに大量破壊兵器は存在しなかった」とロイター通信に。
この日、ケイ氏はISG団長を辞任し、その5日後には米上院の軍事委員会の公聴会で証言して、「大量破壊兵器の証拠は一切なく、保有していると判断した米情報当局の判断は誤りだった」と断言した。

3. 二つの国際秩序の衝突とアメリカの自己破綻

(1) 国際法と国連憲章に基づく秩序

戦争の違法化(憲章第2条4項)

「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」

「All Members shall refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations」

ただし、二つの例外が憲章上認められている。

武力攻撃に対する個別的、集団的自衛権の行使の場合(第51条)

安保理事会の決定による軍事的強制措置の場合(第42条)

集団安全保障体制(第7章)

相互に主権尊重、領土不可侵、武力行使の禁止を約束し、違反した国に対しては他の加盟国が一致して外交、経済、軍事的制裁を加え、参加国の安全を集団的に保障すること

(2) アメリカの一国覇権主義

「テロ」「大量破壊兵器」への対抗を名目にした先制攻撃戦略

国連の役割を否定し、独断で武力行使を行う単独行動主義

軍事力による政権転覆、領土占領、政権の押しつけなど、新しい植民地主義

核兵器の一方的使用戦略と、使いやすい新型の小型核兵器の開発

将来、米国の競争者になる潜在的可能性のある国にも攻撃の矛先を向ける

(3) アメリカの軍事指標

2002年世界軍事費総額7940億ドル:(「SIPRI」2003年次報告)

米3357億ドル(43%) 04会計年度で4010億ドル(50%)に。

米軍在外基地130カ国に702カ所(国内6000カ所):国防総省2003基地機構報告

253,288人の兵士、それと同数の扶養家族と国防総省文官。

44,446人の現地雇い基地従業員。

(4) 世界の武力紛争とアメリカ (1990 ~ 2002)

計 125 件 (アフリカ 52、アジア 29、中東 13、旧ソ連 11、中米 10、欧州 10)

継続中 43 件 (アフリカ 17、アジア 17、中東 4、旧ソ連 3、中米 1、欧州 1)

アジア 17 再分類 (南アジア 9、ミャンマー 3、インドネシア 3、フィリピン 2)

継続中 43 件のうち、外国軍が介入しているのはアフガニスタンとイラクのみ。

「戦争と平和のペンギン・アトラス：2003年版」オスロ国際平和研究所

(5) 対抗するもう一つのスーパーパワー

2003年2月15日に史上空前の反戦行動

世界 60 カ国 400 都市で 1500 万人

ロンドン 200 万、パリ 25 万、マドリード 200 万、バルセロナ 150 万、

ローマ 300 万、ベルリン 50 万、アテネ 10 万、ウィーン 3 万、ブリュッセル

8 万、アムステルダム 7 万、ニューヨーク 50 万

アメリカ国内でも反対決議市議会 100 以上

世界の政府の約 7 割が公然と戦争反対の声をあげた。

(6) アメリカを待ち受ける、破綻と孤立のコース

世界史の教訓

1977年 東南アジア条約機構 SEATO (1954年) 解体

ベトナム戦争終了後、タイから米軍撤退等の変化をうけて。

1994年 ASEAN 地域フォーラム (ARF) 結成。

1989年 米州機構 (1951年) 機能停止

グアテマラ (54年)、ニカラグア (79年)、グレナダ (83年)、

パナマ (89年) の干渉政策の結果。

イラク侵略戦争では

第 13 回非同盟諸国首脳会議 (116 カ国) 平和的解決を求める声明。

アラブ首脳会議 (22 カ国) 戦争絶対拒否声明。

イスラム諸国会議機構 (57 カ国) 武力攻撃拒否、不参加宣言。

NATO の弱体化

94 年以降「新戦略概念」 ドイツ、フランスの離反。

欧州連合 (EU) 首脳会議 国際法の擁護と発展を望む決議 (03・12)。

スペインの総選挙と派兵撤退声明。

4. 世界の少数派 イラク派兵国

(1) ブッシュ年頭教書 (04・1・20)

35 カ国 米、(英、オーストラリア、日、韓、比、タイ、伊、西等 17 カ国) と

他 17 カ国 要請は 70 カ国 (ラムズフェルト国防長官)

(2) 小泉内閣の発表 (03・12・8)

38 カ国

(3) 国連加盟 191 カ国のうち 18%

国連安全保障理事国 (15) のうち 5 カ国 (米、英、西、比、ルーマニア)

5 . イラクの被害と復興

(1) 戦争の開始状況

ボブ・ウッドワード氏 (ワシントンポスト紙)

C I A 要員がイラクに入国したのは02年6月、
ブッシュ最後通告は03年3月17日 (ワシントン時間)、
3月19日午後1時 (ワシントン時間) 第31特殊作戦チーム (約
300人) がイラクの西部と南部から侵入していた。 最後通告期
限切れ7時間前。

藤岡 惇氏 (「経済」03・6)

3.2万キロ上空の静止軍事通信衛星11基 (1基2億ドル) はじめ計
50基の軍事衛星が動員された。

この他、トマホークやスマート爆弾を誘導するために24基の軍民
両用型地球測位システム衛星も。

そのために世界各地36の施設で33,600人が動員された。

(2) 残虐兵器の使用と国土の大量破壊

(3) 戦争の被害

「山陽」04・3・12

イラクの死傷者最大20万人。民間人4万人殺される。

：モハメド5世大教授マフディ・エルマンジュラ氏

「朝日」04・3・17

民間人犠牲者：8581人～10430人 (イラク・ボディカウント)

米兵の死者：564人 (米国防総省04・3・15現在)

英兵の死者：59人 (04・3・15現在)

(4) 復興のロードマップ

占領軍の撤退と国連の主導権の確立

6 . イラク戦争と日本

(1) 小泉内閣の全面支持と国民世論の乖離

(2) 在日米軍基地の出撃基地化

(3) 地球規模の日米同盟へ

有事関連3法の成立

テロ対策特措法の延長

イラク特措法の強行と派兵

イラク占領軍 (第7連合統合任務軍) の指揮下の軍隊として。

有事法制の完結法案 (3条約、7法案) の上程

ミサイル防衛戦略への加担

(4) 憲法、教育基本法の改悪へ